

一般コミュニティ助成事業について

本事業は、自治公民館に設置する備品など、コミュニティ活動に必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備が助成の対象となります。

令和7年度の助成金の申請案内を希望される場合は、8月16日（金）までに地域コミュニティ課までご連絡ください。

※ご連絡を頂いた自治会・自治公民館にのみ、9月上旬に案内させていただきます。

※本助成事業は、宝くじの売上等に応じた助成金となっており、必ず助成されるものではありません。（参考 令和6年度実績 宮崎市における採択2件）

1. 助成額

100万円以上250万円以下（10万円単位で助成）

2. 助成の×対象外となるもの

以下のようなものは対象外です。詳しくは地域コミュニティ課までご確認ください。

- (1) 土地の整備（取得、造成を含む）
- (2) 既存施設、中古品の購入
- (3) 既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去（ただし、地域の祭りに関する備品は助成対象）
- (4) 車両（乗用式の「トラクター」「除雪機」「草刈り機」等も含む）
- (5) 娯楽性の高い備品、営利を目的とした設備等
- (6) 銃・刀剣類（模造品含む）
- (7) 住民個人宅に設置されるもの
- (8) 宗教に関する施設及び設備等の整備
- (9) 自治総合センターが実施している文化公演事業、野球、バレーボール、サッカーに関する事業と重複するもの
- (10) 観光目的や教育（学校）行事目的に整備するもの
- (11) 個人の利用に留まるもの
- (12) 各戸へ配布するもの
- (13) 広場の砂場や遊歩道等の整備
- (14) 建物と実質一体とみなせるもの（トイレ、畳、カーペット、襖、アコーディオンカーテン、太陽光パネル等）
- (15) 特定の宗教団体、宗教施設の名称が入ったお祭り用備品（太鼓、提灯、幟、法被等）
- (16) 防災目的の備品
- (17) 地域性のない楽器類（軽音楽器、ピアノ等）
- (18) 自転車
- (19) 動力の付いた屋台、山車等
- (20) 車両に搭載する目的の備品（無線機等）
- (21) 防犯カメラ
- (22) 水車
- (23) PCアプリケーションソフト（パソコンと一体となっているものは対象）
- (24) ホタル等の育成に関する設備、備品
- (25) 一般調理器具（食器、包丁、箸等）
- (26) 医薬品
- (27) 照明器具等のうち、電球のみの整備
- (28) 電力申請費等の申請に要する費用
- (29) 基礎工事やアンカー工事を伴う倉庫、収納庫、物置

《問合せ先》

〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号

宮崎市 地域コミュニティ課 地域自治係

TEL 21-1714 FAX 22-0200

E-mail O1suisin@city.miyazaki.miyazaki.jp